

# 上総モナークカントリークラブ乗用カート利用規則

## 第1条（本規則の目的）

本規則は、当ゴルフ場の電磁誘導式乗用カート（以下「カート」と称します）の利用に関する基準を定め、施設利用者および従業員の安全、ならびに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

## 第2条（本規則の遵守）

カートの発進と停止の操作（リモコン及びカート本体にあるスタート・ストップボタンの操作）を行う者（以下「操作者」と称します）及び、当該カートの同乗者（以下「同乗者」と称し、操作者及び同乗者を総称して「利用者」と称します）は、カート利用に関し、本規則を遵守する義務を負います。

## 第3条（利用の申込）

1. カート利用の申し込みは、「上総モナークカントリークラブ利用規則」第1条および第2条記載のゴルフ場利用の申し込みに含まれております。
2. カート利用の承認は、利用者全員が施設利用の申し込みを終えた後、係員が当該カートに「カートご利用上の注意」を提示したときに効力を生じます。

## 第4条（操作等の制限）

1. 利用者は係員のカート利用に関する指示に従ってください。
2. カートは、歩経路およびカート道以外では、利用運行することができません。（マスター室が許可したカートは除く）
3. カートはやむを得ない事情がある場合のほかは、所定のカート用通路以外の場所（フェアウェイ内等）で走行させないでください。（マスター室が許可したカートは除く）

## 第5条（操作責任者）

操作者は、カートの操作に際しては、次の事項を遵守してください。

### 1. 操作開始の際の注意事項

- （1）カートの操作の開始は、必ず係員の指示に従ってください。
- （2）アルコール類を飲用した方やその他の事由により正常な操作が困難な方は、操作を禁止する。
- （3）操作の開始に際しては、必ずリモコン及びカート本体にあるスタート・ストップボタンその他の装置が正常作動することを確認してください。
- （4）カートは人や物に反応しないので、発進は必ずカート前後の安全を確認したうえで行ってください。

### 2. 走行の際の注意事項

- （1）カート道路の走行に関し、走行方法等でナビなどの注意喚起があるときは、これに従って操作してください。
- （2）カートは人や物に反応しないので、カートの位置の前後の安全を確認しながら操作してください。
- （3）カート道路と管理用道路の交差する場所は十分注意してください。

### 3) 停止等の注意事項

- （1）カートを停止させるときに、フロントバンパーを蹴って停止させる、障害物センサーの前に立って停止させることは絶対にしないでください。

## 第6条（同乗者等の注意事項）

同乗者は、カートの利用に際し、次の事項を遵守してください。

- （1）カートの走行用装置（電源、ブレーキペダル、前後進切替えレバー等）には一切手を触れないでください。
- （2）カートが発進、及び停止する際、あるいはカートが勾配のある場所や曲折した場所を走行する場合はもとより乗車時は必ず把持部分（アームレスト、アシストグリップ等）に掴まってください。
- （3）カートの走行中は、カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないよう留意してください。
- （4）カートは人や物に反応しないので、走行中のカートの前を歩いたり、直前を横切らないでください。

(5) カートは急停車する場合がありますので、すぐ後ろをついて歩かないでください。また停車中のカートの後ろに立つときは、後続のカートに注意してください。

(6) カートへの乗車は定員を守ってください。

#### 第7条（利用の中止等）

1. 利用者に、次の事由がある場合には、当該利用者につき、カート利用を中止し、あるいは施設利用を中止していただくことがあります。

(1) カート利用者に、操作技術のないことが判明したとき。

(2) カート利用者に、本規則あるいはクラブ会則その他の規則に反する行為があったとき。

#### 第8条（事故の場合の連絡）

カート利用者はプレー中の事故またはカート事故が発生した場合もしくはカートが故障した場合、プレーを中断し、ただちにマスター室にその旨を連絡してください。

#### 第9条（事故の場合の責任等）

1. カート利用者が、カートの運行に関し、故意または過失により、第三者（同乗者やキャディを含む）の身体や財産に危害を及ぼし、あるいは当ゴルフ場の施設（カート、その他の施設内の物品を含む）に損害を及ぼす事故（以下「カート事故」という）を起こした場合には、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。

2. 同乗者が、故意または過失により、カート事故を生じまたはカート事故を誘発した場合には、当該カート事故の態様に応じ、操作者と連帯して、あるいは単独にて、当該カート事故により生じた人的、物的損害を賠償していただきます。

3. 当ゴルフ場は、カート事故による人的、物的損害について、一切その責任を負いません。

（株式会社上総モナークカントリークラブ 2020年11月施行）